

介護予防・日常生活支援総合事業の指定更新審査手続きについて

平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所で、標記事業の「みなし指定」として運営されている事業所は、平成30年3月31日が有効期間満了日となっております。

平成30年4月1日以降も引き続き標記事業を実施する場合は、平成29年度中に指定更新手続きが必要となりますので、各事業所の事務負担軽減及び本組合の適切な審査事務を実施するため、下記期限までに以下の手続きを行ってください。

なお、本組合（構成3市）以外の事業所の場合は、事業所所在地での総合事業における現行相当サービスの指定更新が完了次第、速やかに提出をお願いします。

1. 申請書類

- ① 申請書類については、下記よりダウンロードしてください。

13.介護予防・日常生活支援サービス事業所 指定更新申請書（一式）

2. 申請方法

- ① 本組合へ持参される事業所

島原市役所有明庁舎 3階 介護保険課 総務企画係

持参される場合は、事前に必ず電話連絡をお願いします。

- ② 本組合へ郵送される事業所

〒859-1492

島原市有明町大三東戊1327番地

島原市役所有明庁舎3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 総務企画係 あて

※封筒には、「介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

3. 申請期限

通常は、期間満了日の2か月前から30日前までを受付期間としておりますが、今回の更新申請に限り、平成29年11月13日(月)から平成30年1月31日(水)までを受付期間といたします。

4. 更新手数料

1件（1サービス）につき、2,000円の手数料が必要です。

申請後、納付書を事業所へ郵送しますので指定金融機関で納付された後、領収書の写しを本組合介護保険課総務企画係へ郵送してください。

5. 指定更新手続きの流れ

- ① 指定更新申請に必要な書類を本組合へ持参または郵送にて提出。

- ② 指定更新申請が提出された後、更新申請手数料納入通知書を郵送しますので、指定金融機関で納付してください。

③ 更新申請手数料納付後、領収書の写しを本組合介護保険課総務企画係へ郵送してください。

④ 指定更新通知書については、書類審査後、平成30年3月中旬に発送予定です。

6. 指定の有効期間の満了日

島原地域広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定手続き等に関する要綱第6条第2項により、指定の有効期間を総合事業と一体的に運営する訪問介護、通所介護または地域密着型通所介護の指定有効期間と同一日にすることを希望する場合は、「指定の有効期間に関する確認書」を提出してください。

7. 注意事項

① 法人の定款については、目的欄に「第1号訪問事業または第1号通所事業」を行うことの記載が必要です。指定更新日までに必ず定款変更の手続きを完了してください。

② 介護保険事業所番号については、県指定訪問介護、通所介護事業所番号または地域密着型通所介護事業所番号を記載してください。

③ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表については、提出する月の勤務形態一覧表を提出してください。

④ 指定更新手続きによる更新の効力は、本組合（構成三市）のみに効力が生じます。このため、当該事業所において、本組合（構成三市）以外の市町村の被保険者がみなし指定有効期間満了後も利用を継続する場合には、当該被保険者の保険者（市町村）に対しても更新手続きを行う必要がありますので、当該保険者（市町村）に確認してください。

⑤ 事業を休止中の場合は、指定の有効期間満了日までに指定基準を満たし事業を再開する必要があり、未届けの変更がある場合は指定更新申請を行うまでに、長崎県長寿社会課に変更手続きを行ってください。

⑥ 指定更新申請が遅れる場合は、介護保険課 総務企画係まで連絡をお願いします。

8. 更新申請に関するお問い合わせは、介護保険課 総務企画係まで 電話番号 0957-61-9101 担当：植木・塩田